

令和２年度 第２回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時、場所	令和２年１２月１８日（金）午後２時～３時１５分 千代田区役所８階 第三・四委員会室
出席委員	松 江 仁 美 会長 原 麻 子 副会長 鷲 見 博 史 委員 市 川 光 一 委員 田 中 英 二 委員 古 屋 俊 守 委員
審議案件	令和３年度 賃金下限額等について
審議内容	○事務局より以下の点を説明 ①第１回目の議事概要について ②公契約審議会運用状況の再確認結果について ③賃金下限額の設定について 工事請負契約は、令和２年度設計労務単価の８８％に据え置き 業務委託契約・指定管理協定は、令和２年度の１,０９５円に据え置き 職種別賃金は、上記同様令和２年度の額に据え置き ④警備員・保全管理員の賃金下限額の算定方法について 国交省の建築保全労務単価に基づき金額を算定しており、労務単価に賞与等の手当が含まれている。一方業務委託は賞与を含まずに月額で算定しているため、警備員と保全管理員の下限額算定方法については手当を含めように見直す。
審議内容に係る委員からの意見等	③ 賃金下限額について ・保全管理員は、正社員での採用が多いが、賃金下限額が高すぎて、ベテランしか配置できない。人手不足の中で、給与の低い従事者の単価を設定しなければ、経験年数の浅い人員を配置できない。来年度に向けて検討できるか。 → 来年度から、警備員と保全管理員の下限額算定方法を見直す、あわせて熟練・非熟練者の賃金設定について調査・検討する。（事務局） ・業務委託契約については、令和２年度額の据え置きで了承するが、あらためて、下限額の設定にあたっては、民間の動向を勘案した設定を検討してほしい。 ・工事請負契約については、令和２年度額の据え置きは特例として了承するが、再来年度分は引き上げてほしい。

審議内容に係る委員からの意見等	・来年度の見通しは不透明であり、引き上げを前提とすることは適當ではない。 → 来年度の下限額は据え置きで答申する。再来年度については付帯意見に盛り込む。(会長)
付帯意見について	○付帯意見案の第1項について ・工事件数が減ってきて、低価格での受注も増えている状況で、来年状況が良くなるとは思えない。工事は、社会情勢が反映されるまでタイムラグがあるので、現時点で引き上げを明確に記載することは抵抗がある。 ・他区は90%としているところが多い。88%が高いとは思っていないので、事務局案のままでよい。 ・90%にすることを明記しているわけではないが、90%とイコールの内容なので、事務局案のままとする。 ○付帯意見案の第2項・第3項について ・第2項の賃金下限額設定にあたっての民間賃金の勘案については、他自治体の動向も含めてもらいたい。 ・求人賃金の実態はもっと高いので、賃金下限額では人は雇えない。賃金下限額を上げたうえで、入札価格を積算してもらいたい。 ・第3項の入札制度に関する点については、第2項と関連しており、適正価格の設定は、社会保険の加入確認よりも大きな問題である。予定価格の適正な設定や品質を重視した入札契約制度が重要である。 ・入札制度については審議会の諮問事項ではないが、委員全員が同じ考えなので、予定価格の適正化について文言を盛り込んでもらいたい。 ○付帯意見案の第4項について ・建設キャリアアップシステムの導入促進については、事務局案のままでよい。